

仕 様 書

- 1 修 繕 名 令和8年度粗大ごみ処理施設工場棟屋上防水修繕
- 2 履 行 場 所 東広島市黒瀬町国近10427番地24 賀茂環境センター
- 3 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和9年3月15日まで
- 4 修繕の目的

本修繕は、粗大ごみ処理施設工場棟の屋上防水を改修することにより建物の耐用年数を延ばし、居住性向上と資産価値の保全及び向上を目的とする。

5 施工基準

- (1) 本修繕の施工にあたっては、下記に示す図書のほか、本仕様書によるものとする。
- (2) この仕様書に記載のない事項に関しては、原則として下記による。また、仕様の変更追加等が生じた場合は発注者、請負業者で協議の上決定する。
 - ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(機械・電気設備工事編)(令和4年版)
 - ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(機械・電気設備工事編)(令和4年版)
 - ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」(機械・電気設備工事編)(令和4年版)

6 優先順位

本修繕は下記により施工し、相互間の内容に相違がある場合の優先順位は、記載の順序とする。

- ① 質疑応答書、②本見積要領・設計仕様書、③公共建築改修工事共通仕様書（令和4年度版）、④既存建物竣工図書

7 質疑

- (1) 本修繕に関する疑義は、契約前に質疑応答書をもって相互確認すること。
- (2) 設計図書、仕様書に記載がなくとも、構造及び設備上から当然必要だと認められる事項については、発注者との協議に従い施工する。
- (3) 仕様書、見積書、設計図書等に記載の無い不測の事態が発生した場合は、お互いに誠意を持って協議し、問題の解決に努めること。

8 設計変更

- (1) 発注者の要求により設計変更が生じた時は、原則として予めそれに代わる見積を提出し発注者の承認を受けた上で変更工事に着手する。
- (2) 多少変更する等の軽微な変更の場合、請負金額は増減しない。

9 工法の決定及び事前調査

- (1) 事前に決定されている場合を除き、仮設や工法等、工事を完成する為に必要な手段については、請負者が施工計画、要領書を作成し発注者の承諾を得た上で決定する。
- (2) 修繕着手前、足場仮設後、工事全面の事前調査を行い下記に指定する補修箇所、数量及び程度を丹念に記録し、発注者の承認を受けること。

10 一般事項

- (1) 受注者は、本修繕の履行に当たり、日本国の法令を順守し、本仕様書及び設計図面に定められた項目を確実に履行するものとする。
- (2) 受注者は、修繕の実施にあたって、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、その旨を速やかに発注者に報告する。なお、発注者の責任に帰する場合のほかは、受注者がその賠償の責任を負うものとする。
- (3) 本組合では、省資源・省エネルギーの推進、3R（発生抑制、再使用、再生利用）活動の推進及びグリーン購入の推進等、環境負荷の軽減に関する取組みを行っていることから、本修繕の履行においても、可能な範囲で、環境に配慮して作業を実施する。
- (4) 本仕様書及び契約書に定めがない事項のうち、本修繕を行うにあたり必要と思われる事項については受注者の責任で行なうものとし、それ以外は発注者と受注者と協議の上定めるものとする。
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項に規定に準じて発注者が行う監督業務は、担当課職員の中から選任された職員（以下「担当職員」という。）が行うものとする。その他、請負者との協議・調整及び履行確認、検査の立会等の業務についても担当職員が行うものとする。
- (6) 本修繕の履行にあたり、施設運営上支障のないよう、施設のスケジュール・要望等を確認し、綿密な施工計画により工程管理を行う。
- (7) 発生材は、特記がある場合を除き、場外搬出のうえ適正処分するものとする。
- (8) 本修繕の履行に必要な電気及び水は、既存施設のものを無償にて利用できるものとする。
- (9) 本修繕の履行に関し官公署その他の関係機関への届出等が必要な場合、それらに要する費用、検査立会費用等は発注者の負担とする。ただし、受注者は、届出等に必要な書類の作成に協力するものとする。

11 修繕の内容

修繕範囲は、本仕様書及び図面に示す範囲とし、の詳細は、次のとおりとする。

(1) 仮設工事

- ① 2階室外機置場において、再利用対象の室外機及び配管、その他付属品を仮置きし、防水施工後に復旧する。
- ② 空調室外機は、冷媒管復旧後に耐圧試験を行うものとし、必要な場合は冷媒を補充する。
- ③ ラフター等荷揚げ機械を車両動線上に設置する場合は、施設休場日に行わなければならない。
- ④ 破碎機室屋上の施工にあたり、堅樋の撤去が必要な場合は、一旦切断・仮置きし復旧する。

（２）防水改修

- ① 2階室外機置場、3階破碎機室屋上において、既設アスファルト防水を塩ビシート防水に改修する。なお、平場部は既設を残置のうえ機械固定法によるものとし、立上部は既設撤去のうえ接着工法とする。また、シート敷設後に表面に耐久性向上のための保護塗料を塗布する。
- ② 2階室外機基礎は、欠損部補修のうえウレタン塗膜防水により施工する。なお、塗膜防水とシート防水の取合い部は密着不良が起きやすいため、確実に施工しなければならない。
- ③ 破碎機室屋上の鋼製の破碎機爆風塔及び階段について、外面のケレン及び塗装を行う。また、防水シートとの取合い部は隙間がでやすいため、防水シーリングを入念に行わなければならない。
- ④ 上記のほか内訳書に定める部品等を設置する。
- ⑤ 特記があるもの以外の使用資材及び工法については、メーカーの標準仕様とする。

（３）撤去工事

- ① 使用していないクーリングタワー及びエアコン室外機、その他付属配管等を撤去する。
- ② 撤去配管は、壁付近でキャップ止めとし、電線は露出ボックス内で絶縁テープ処理する。
- ③ 撤去する室外機に含まれるフロンガスは、受注者が法令等にしたがって適切に処分する。

12 提出書類

本修繕の履行にあたっては、契約約款に定める書類のほか、次の書類を提出すること。

（１）着工前

- ① 着手届
- ② 実施計画書（全体工程表添付）
- ③ 施工計画書（仮設計画、現場編成等を含む）
- ④ 修繕実施責任者及び主任技術者指名届

（２）工事中

- ① 週間工程表
- ② 仕様材料メーカー一覧及びカタログ（都度）

（３）完了時

- ① 材料納入リスト(使用材料一覧表)
- ② 工事報告書及び工事写真（着手前、作業中及び完了の写真、作業内容を明記すること。）
- ③ 監督立会書類（材料確認書、段階確認書、立会書）
- ④ 産業廃棄物処理表（マニフェスト伝票写し）、フロン破壊処理証明書
- ⑤ 保証書(項目別)・・・材料メーカー及び専門工事会社連名
- ⑥ 竣工図(施工図含む)
- ⑦ 修繕完了届

（４）施工図

発注者が指示した場合は、施工図を提出し担当職員の承認を受けること。

13 保証期間

(1) 各工事の保証内容及び期間は下記による。

工事内容	保証期間	保証内容	定期点検(年目)
マスチックローラー工事	5年	剥離、著しい変退色	1・2
鉄部塗装工事	3年	剥離、著しい変退色	1・2
ウレタン塗膜防水工事	10年	漏水、剥離、著しい膨れ	1・2
シート防水工事	10年	漏水、剥離、著しい膨れ	1・2
コーキング工事	5年	漏水、剥離	1・2

(2) 適用除外

- ① 第三者の過失、故意によるもの。
- ② 不可抗力によるもの。(天災、地震、火災、台風等)

(3) 保証について

- ① 保証書は総合請負会社、材料メーカー等の連名で作成すること。
- ② 万一保証内容に欠損が生じた場合、その欠損部を本工事請負契約の仕様に準じて補修するものとする。

(4) 定期点検

- ① 修繕の完成引渡後、定期点検を工事保証表の定期点検年に無償で行う。
- ② 各項目の保証期間範囲内であれば破損・故障箇所は直ちに無償で修理する。
- ③ 不具合箇所の発見に努め、その報告書を発注者に提出すること。(1年目)

14 材料

(1) 同等以上の材料

本修繕に使用する建築材料は、本仕様書において特記されたもの、またはこれと同等品を使用する。同等品を使用する場合は、発注者の承認を受けるものとする。

(2) 製造所仕様

本仕様書・共通仕様書に規定されていない特別な材料の使用は、該当製品の製造所の指定仕様によるものとする。

(3) 責任施工

本仕様書中に記載されている責任施工の該当工法・施工会社などは、発注者の許可無く変更することは出来ない。

15 現場管理

(1) 施工管理等

- ① 受注者は、本仕様書に適合する修繕を完遂させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程及び安全等の施工管理を行う。
- ② 既存部分、修理目的の施工済部分等について、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行う。
- ③ 施工中は、廃棄物及びダストが飛散しないよう留意し、火気を使用する場合は火災が発生しないよう適切な養生を行う。
- ④ 修繕の完成に際しては、当該修繕に関連する部分の後片付け及び清掃を行う。

(2) 施工中の安全の確保及び環境保全

- ① 労働安全衛生法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法その他の関係法令にしたがい、工事施工に伴う災害防止及び環境の保全に努める。
- ② 工事現場の安全衛生に関する管理は、修繕実施責任者がこれを行う。
- ③ 工事中、当施設職員の活動に充分留意した養生を行うこと。
- ④ 稼働中の施設は、施設関係者のほか収集業者、市民の往来があるため、機資材の運搬、工事車両の通行及び作業員の移動時において、事故やトラブルが発生しないよう作業開始前の危険予知、リスクアセスメントに取入れるなどして十分注意する。
- ⑤ 施工にあたり、現場の見えやすい場所に危険予知活動表等を掲示する。
- ⑥ 施工管理及び安全管理等について、工事着工前に担当職員と協議すること。
- ⑦ 修繕実施責任者は、工事の安全管理、工事全般の調整及び賀茂環境センター職員とのコミュニケーションを図るとともに、防犯対策及び職員の安全を十分に確保すること。

16 施工時間帯及び立会

- (1) 作業時間は原則として、月曜日～金曜日8時30分から17時30分、土曜日8時30分から17時までとし、担当職員の承諾を受けた実施工程表にしたがって行う。なお、休日作業を行う場合は、事前に発注者の許可を受けること。
- (2) 施工の立会については、主要部材を設置する場合及び施工後に検査が困難な箇所を施工する場合に行うものとし、適切な時期に担当職員に対して立会の請求を行う。

17 仮設工事

- (1) 工事を行う為に必要な仮設物（保管庫・資材置場）を設置すること。
- (2) 仮設建物の用地の維持・保全・管理及び工事完了後の現状復旧は、施工請負業者の責任において行うこと。
- (3) バリケード・標識等により危険を周知し、当施設職員並びに作業員の安全を図ると共に協力を得ること。
- (4) 当施設内駐車は、発注者からの許可された場所に駐車すること。これ以外の場所への駐車は不可とする。
- (5) 工事現場における材料の保管は、あらかじめ協議のうえ担当職員が承諾した場所とする。

18 電気

- (1) 電線は、金属管、P F 管、C D 管、金属製可とう電線管等の内部で接続してはならない。また、芯線相互の接続は、原則として圧着スリーブ、電線コネクタ、圧着端子等の電線に適合した接続金具を用いる。
- (2) 絶縁電線相互及び絶縁電線とケーブルとの接続部分は、絶縁テープ等により、絶縁被覆と同等以上の効力があるように巻き付けるか、または、同等以上の効力を有する絶縁物をかぶせる等の方法により絶縁処理を行う。

- (3) 電線と機器端子との接続は、電氣的及び機械的に確実にを行い接続点に張力の加わらないよう接続する。
- (4) 機器に付属される制御及び操作盤は、「電気設備技術基準」及び「電気用品安全法」に定めるところによるものとし、製造者の標準仕様とする。
- (5) 制御及び操作盤はドアを閉めた状態で、充電部が露出してはならない。なお、感電のおそれのある構造のものは、感電防止の処置を施す。

19 塗装

- (1) 一般鋼材及び配管等の補修箇所の塗装は、特記のある場合を除き、下地処理として、錆、スラグ及び汚れ等を清掃後、原則として調合ペイントを用いて行き、錆止め塗装を2回及び中塗り、上塗り塗装を各1回とする。補修箇所周辺も適宜在来塗装と同等色の塗料を1回塗装する。また、使用環境及び状況に応じて、耐熱・耐酸塗料等も使用する。
- (2) 塗装作業を行う際は十分に換気を行い、溶剤等による中毒の防止、引火性塗料の場合の発火、爆発及び火災等の事故防止に努める。また、必要に応じ掲示板等により周知を徹底する。

20 足場・養生

- (1) 清掃、補修、塗装及びその他機器整備据付等において、作業上足場が必要と認められる場合は、労働安全衛生法に基づく鋼管又は木材等による構造上丈夫な作業足場を設置する。
- (2) 施工中、物体が落下又は飛来して作業者に危険を及ぼすおそれのある場合、若しくは他の建物機器等に損傷を与えるおそれのある場合は、作業者に保護具を着用させ、防止網及びシート等の設置等、危険防止及び建物機器の損傷防止のための養生措置を行う。
- (3) 原則として鋼製足場（手摺先行工法）とする。
- (4) 出入口等は、朝顔、落下防止柵等を設置して当施設職員の安全を図ること。
- (5) 仮設足場については、足場の倒壊、シートの飛散に対し充分配慮した計画とし、足場上の資材仮置き禁止とする。やむを得ず仮置きする場合は飛散養生を確実にすること。

21 試運転

本組合担当職員の立会いのうえ試運転を行い、確認を受けなければならない。なお、確認の結果、異常を認めた時は、担当職員の指示により再調整の後に再び確認を受けなければならない。

22 遵守事項

受注者は、労働安全衛生法等、関係法令を遵守し作業員の安全及び衛生管理に努めなければならない。

23 その他

- (1) 修繕に必要な機材及び工具は、特に定めのない場合は持参すること。
- (2) 作業員詰所及び機材置場等については、担当職員と協議する。
- (3) 本仕様書に定めるもののほか、必要な事項については、発注者、受注者協議のうえ決定するものとする。

内訳書

費 目	工 種	種 別	数量	単位	単価	金額	備考
1	直接仮設費		1	式			
2	2階室外機置場防水改修		1	式			
3	3階破碎機屋上防水改修		1	式			
4	撤去工事		1	式			
5	発生材処分費		1	式			
	直接工事費						
	共通仮設費						
	(純工事費)						
	現場管理費						
	(工事原価)						
	一般管理費						
	(工事価格)						
	消費税		10	%			
	総合計						

1	直接仮設費					
(1)	昇降用階段ほか	1	式			
	運搬費	1	式			
	(1) 小計					
(2)	重機費（荷揚げ用） ラフタークレーン 20～25 t 想定 オペ付	1	式			
	(2) 小計					
	※ラフター設置可能日は施設休場日のみ、または17時以降					
(3)	室外機仮置き復旧費					
	室外機仮置き、復旧費 2F, 3F	1	式			
	電気配線・配管仮置き、復旧費 東石6個あり	1	式			
	冷媒配管仮置き復旧費	1	式			
	冷媒管化粧保温復旧工事 SUSラッキング	1	式			
	耐圧試験	1	式			
	機材運搬費	1	式			
	工器具損料	1	式			
	(3) 小計					
(4)	準備費					
	防水シートほか運搬費 小運搬あり	1	式			
	荷揚げ・荷降ろし・養生	1	式			
	3階破碎機屋上とい切断復旧各0.5m 2箇所 塩ビ100A	1	式			
	(3) 準備費計					
	費目 1 合 計					

2	2階室外機置場防水改修	㊸㊹-①②					
(1)	塩化ビニル樹脂系シート防水	材工共					
	既存立上り部撤去	パラベット外周32m H0.4m 機械基礎外周12m H0.35m	17	m ²			
	平場部	塩化ビニル樹脂系、機械固定工法（非歩行）、t1.5mm 保護塗料 緩衝材等含む	59	m ²			VT-U815-C相当
	立上り部	塩化ビニル樹脂系、接着工法（非歩行）、t1.5mm 保護塗料	13	m ²			〃
	高圧洗浄	平場部、パラベット部	72	m ²			
	下地処理・調整	SBR系ポリマーセメントモルタル	21	m ²			
	塩ビ改修用二重ドレン設置	横引き キャップ共 既存樋100A	2	箇所			
	脱気筒	ステンレスペーパスVP 塩ビシート用	1	箇所			
	保護塗料	0.15kg/m ² 平場部、立上り部	72	m ²			VTコート相当
	端部押え金物	シーリング込み	1	式			
	コンクリート破損箇所補修	ケレン・補修 □5cm 5カ所程度	1	式			
	副資材消耗品		1	式			
	(1) 材料費計						
(2)	室外機基礎ウレタン塗膜防水	材工共					
	モルタル欠損部補修、浮き部補修	4箇所欠損あり（4隅）	3	箇所			
	下地処理・調整	SBR系ポリマーセメントモルタル	11	m ²			
	高圧洗浄	機械基礎平場部、側面、立上り部	11	m ²			
	平場部、立上り部塗膜防水	ウレタン塗膜防水	11	m ²			VT-G0・2A相当
	副資材消耗品		1	式			
	(2) 労務費計						
	費目 2 合 計						

3	3階破碎機屋上防水改修	㊸㊹-㊺㊻					
(1)	シート防水	材工共					
	既存立上り部撤去	パラベット外周40m H0.65m 爆風塔立上り外周16m H0.3m	31	m ²			
	平場部	塩化ビニル樹脂系、機械固定工法（非歩行）、t1.5mm 保護塗料 緩衝材等含む	80	m ²			VT-U815-C相当
	立上り部	塩化ビニル樹脂系、接着工法（非歩行）、t1.5mm 保護塗料	31	m ²			//
	高圧洗浄		111	m ²			
	下地処理・調整	SBR系ポリマーセメントモルタル	31	m ²			
	塩ビ改修用二重ドレン設置	横引き キャップ共 既存樋75A	2	箇所			
	脱気筒	ステンレスペーパス 塩ビシート用	1	箇所			
	保護塗料	0.15kg/m ² 平場部、立上り部	111	m ²			VTコート相当
	端部押え金物	シーリング含む	1	式			
	コンクリート破損箇所補修	ケレン・補修 □5cm 5カ所程度	1	式			
	副資材消耗品	その他シール材、接着剤	1	式			
	(1) 材料費計						
(2)	鉄部塗装補修	材工共					
	爆風塔立上り部塗装補修	素地調整 RB種	8	m ²			
	下塗り（錆止め）	C種 2回	8	m ²			エスケイエボサビα相当
	中塗り	B種 1回	8	m ²			エスケール液NADウレタン相当
	上塗り	B種 1回	8	m ²			エスケール液NADウレタン相当
	副資材消耗品	その他シール材、接着剤	1	式			
	(2) 労務費計						
	費目 3 合計						

4	撤去工事					
(1)	2階室外機置場機器撤去					
	クーリングタワー、室外機撤去工事	荏原シンワSBC-3ESS×1台 SANYO SPR-C125A×1台	1	式		
	既設配管・配線撤去	束石3個、水配管5m×3本程度、冷媒管（保温付き）5m程度、電線5m×2本程度	1	式		
	フロン破壊処分費		1	式		
	副資材消耗品		1	式		
	機材運搬費		1	式		
	工器具損料		1	式		
	費目 4 合 計					